## 神奈川県警察 自動車保管場所届出書(新規・変更)の記載例及び記載要領 【自動車の大きさ】 各項目には、 センチメートル単位で、右に 詰めて記入してください。 完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入して (ミリ単位は切り捨てる) ※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。 セ・ロ オー ディー イチ アイ ニ セ・ット ハチ ビ・ー ブ・イュー 【使用の本拠の位置】 1とI、 2とZ、 8とB、 VとU」などに注意してください。 [0と0又はD、 [個人の場合] 実際に居住する場所の住所 【新規・変更】該当する届出にO印をつけてください。 【自動車の区分】 登録・軽 を記入してください。 いずれかに〇印をつけてください。 通常は住民票の住所と同じ 新規:軽自動車の新車を購入する等、初めて届出をする場合 軽 : 軽自動車 です。《通常、勤務先は、個 変更:既に届出をしている軽自動車の保管場所を変更する場 登録:軽自動車以外の登録自動車 人の使用の本拠とはなりませ 合、登録自動車の保管場所のみの変更をする場合 ん》 別記様式第2号(第3条関係) [法人の場合] 実際に営業を行う事業所の 軽 自動車保管場所届 ((新規) 変更) 登録 出) 自動車の区分 所在地を記入してください。 (本社、営業所等の所在地) 車 型 式 車 番 뮥 自 動 車 の 大 き さ 《通常、役員の自宅や社員寮 等は使用の本拠とはなりませ 3 3 5 センチメートル 長さ ん》 福高さ センチメートル ホンダ ET - 80CET80C-101235 センチメートル 【保管場所の位置】 自動車の使用の本拠の位置 横浜市中区海岸通2丁目4番 駐車場の所在地を住居表示 で記入してください。 横浜市中区海岸通1丁目28番 日本駐車場 NO. 5 ※ 変更届出の場合は、() 自動車の保管場所の位置 (変更前 内に変更前の位置を記入し てください。 990005460(同一場所で届出をした車両がない場合は、記入する必要はありません。) 保管場所標章番 【保管場所標章番号】 上記の事項について届出をします。 届出者の住所と使用の本拠 $\mp$ (231-8403) 平成 〇〇 年 〇〇月 〇〇日 の位置が同一で、さらに保管 ○ ○ 警察署長 殿 場所が同一の代替車両がある 届出者 住 所 横浜市中区海岸通 場合、その代替車両の標章番 号を記入することによって、 提出先は、保管場所を管轄する警察署です 所在図の添付を省略すること フリカ゛ナ ができます。 カナ 氏 名\_\_\_\_ 印 【届出者住所・氏名】 「個人の場合〕 保管場所の所有者 自動車登録番号 連 携帯電話 090-1111-1111 住民票又は印鑑登録証明書 絡 横浜 580 〇 1234 の住所・氏名を記入してくだ 白己単独所有 その他 車両番号 先 神奈川花子 045-222-2222 さい。氏名欄は、記名押印又 は署名のみでも可。 (印鑑は認印で結構です) 【保管場所の所有者】 ※氏名にはフリガナをつけ ※ 届出手数料 届出をする自動車にナンバー(登録番号・車両 【連絡先】 届出する保管場所の所有者にO印をつけてください。 てください。 (県収入証紙を貼付) 番号)がある場合に記入してください。 届出内容について日中問い合わせ可能な連 自己単独所有・・自認書を添付 [法人の場合] 絡先として、携帯電話番号、届出者以外の氏 標章交付 500円 その他・・・・他人所有や共有の場合は、保管場所 登記簿又は印鑑登録証明書 名、電話番号等を記入してください。 使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約 の所在地・法人名を記入し、 書の写し等を添付 法人の代表者名を併記し、社 警察署窓口で配布されているのは「保管場所標章交付申請書(2枚)」と合わせて3枚の複写式になります。 印又は代表者印を押印てくだ 注意事項 さい。 この書類は、<mark>3枚で1組</mark>となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。(消すことのできるペンは使用不可) 届出書添付書面(次の書類をそれぞれ一通添付してください。) 1~2枚目は押印し、3枚 ・所在図と配置図 ・保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等) 目は住所のみを記入してくだ ・軽自動車の届出で車両番号がある場合は、自動車検査証の写しを添付してください。 さい。 届出内容に不明な点がある場合には、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。

適用地域~横浜市、川崎市、相模原市(津久井警察署管内は除く。)横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市 ● この書類を届出者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。

届出することにより保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。

軽自動車の届出については、届出制度適用地域にお住まいの方が、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署に提出することとなります。